

## 特殊肥料等を指定する件

昭和25年	6月20日	農林省告示	第177号	施行	即日
この間50回改正					
改正平成16年	1月15日	農林水産省告示第	70号	施行	平成16年5月1日
改正平成16年	4月23日	農林水産省告示第	970号	施行	平成16年5月25日
改正平成16年	10月25日	農林水産省告示第	1925号	施行	平成16年11月1日
改正平成17年	2月7日	農林水産省告示第	253号	施行	平成17年3月9日
改正平成24年	8月8日	農林水産省告示第	1986号	施行	平成24年9月7日
改正平成26年	9月1日	農林水産省告示第	1147号	施行	平成26年10月1日
改正平成29年	10月16日	農林水産省告示第	1550号	施行	平成29年11月15日
改正平成30年	3月6日	農林水産省告示第	456号	施行	平成30年4月5日
改正令和2年	2月28日	農林水産省告示第	396号	施行	令和2年4月1日

### 一 肥料取締法第二条第二項の特殊肥料

(イ) 次に掲げる肥料で粉末にしないもの

魚かす（魚荒かすを含む。以下同じ。）

干魚肥料

干蚕蛹

甲殻類質肥料

蒸製骨（脱こう骨を含み、牛、めん羊又は山羊（以下「牛等」という。）由来の原料

（牛の皮に由来するゼラチン及びコラーゲンを除く。以下同じ。）を使用する場合

にあつては肥料取締法施行規則（昭和二十五年農林省令第六十四号）第一条第一号

ホに規定するところにより牛、めん羊、山羊及び鹿による牛等由来の原料を使用し

て生産された肥料の摂取に起因して生ずるこれらの家畜の伝達性海綿状脳症の発生

を予防するための措置（以下「管理措置」という。）が行われたものに限り、かつ、

牛等の部位（牛等由来の原料のうち、肉（食用に供された後に、又は食用に供され

ずに肥料の原料として使用される食品である肉に限る。）、骨（食用に供された後

に、又は食用に供されずに肥料の原料として使用される食品である骨に限る。）、

皮、毛、角、蹄及び臓器（食用に供された後に、又は食用に供されずに肥料の原料

として使用される食品である臓器に限る。）以外のものをいう。以下同じ。）を原

料とするものについては牛（月齢が三十月以下の牛（出生の年月日から起算して三

十月を経過した日までのものをいう。）を除く。）の脊柱（背根神経節を含み、頸

椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、

仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。）及びと畜場法（昭和二十八年法律第百十四

号）第十四条の検査を経ていない牛等の部位（以下「脊柱等」という。）が混合し

ないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものに限る。)

蒸製てい角（牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものに限る。）

肉かす（牛等由来の原料を使用する場合にあつては管理措置が行われたもの限り、かつ、牛等の部位を原料とするものについては脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものに限る。）

羊毛くず（管理措置が行われたものに限る。）

牛毛くず（管理措置が行われたものに限る。）

粗砕石灰石

(ロ)

米ぬか

発酵米ぬか

発酵かす（生産工程中に塩酸を使用しないしよ油かすを除く。以下同じ。）

アミノ酸かす（廃糖蜜アルコール発酵濃縮廃液で処理したものを含み、遊離硫酸の含量0.5パーセント以上のものを除く。）

くず植物油かす及びその粉末（植物種子のくずを原料として使用した植物油かす及びその粉末をいう。）

草本性植物種子皮殻油かす及びその粉末

木の実油かす及びその粉末（カボック油かす及びその粉末を除く。以下同じ。）

コーヒーかす

くず大豆及びその粉末（くず大豆又は水ぬれ等により変質した大豆を加熱した後圧ペんしたもの及びその粉末をいう。）

たばこくず肥料及びその粉末（変性しないたばこくず肥料粉末を除く。）

乾燥藻及びその粉末

落棉分離かす肥料

よもぎかす

草木灰（じんかい灰を除く。）

くん炭肥料

骨炭粉末(牛等由来の原料を使用する場合にあつては管理措置が行われたもの限り、かつ、牛等の部位を原料とするものについては脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものに限る。)

骨灰（牛等由来の原料を使用する場合にあつては管理措置が行われたものに限る、かつ、牛等の部位を原料とするものについては脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものに限る。）

セラツクかす

にかわかす（オセインからゼラチンを抽出したかすを乾燥したものを除き、牛等由来の原料を使用する場合にあつては管理措置が行われたものに限る、かつ、牛等の部位を原料とするものについては脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものに限る。）

魚鱗（蒸製魚鱗及びその粉末を除く。）

家きん加工くず肥料（蒸製毛粉（羽を蒸製したものを含む。）を除く。）

発酵乾ふん肥料（し尿を嫌気性発酵で処理して得られるものをいう。以下同じ。）

人ふん尿（凝集を促進する材料（以下「凝集促進材」という。）又は悪臭を防止する材料（以下「悪臭防止材」という。）を加え、脱水又は乾燥したものを除く。）

動物の排せつ物（凝集促進材（別表に掲げるものに限る。）を加えたものを含む。以下同じ。）

動物の排せつ物の燃焼灰

堆肥（わら、もみがら、樹皮、動物の排せつ物その他の動植物質の有機質物（汚泥及び魚介類の臓器を除く。）を堆積又は攪拌し、腐熟させたもの（尿素、硫酸アンモニアその他の腐熟を促進する材料を使用したものを含む。）をいい、牛等由来の原料を使用する場合にあつては管理措置が行われたものに限る、かつ、牛等の部位を使用するものについては脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものに限る。）

グアノ（窒素質グアノを除く。）

発泡消火剤製造かす（てい角等を原料として消火剤を製造する際に生ずる残りかすをいい、牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものに限る。）

貝殻肥料（貝粉末及び貝灰を含む。）

貝化石粉末（古代にせい息した貝類（ひとで類又はその他の水せい動物類が混在したものを含む。）が地中に埋没堆積し、風化又は化石化したものの粉末をいう。以下同じ。）

製糖副産石灰

石灰処理肥料（果実加工かす、豆腐かす又は焼酎蒸留廃液を石灰で処理したものであつて、乾物1キログラムにつきアルカリ分含有量が250グラムを超えるものをいう。）

含鉄物（褐鉄鉱（沼鉄鉱を含む。）、鉱さい（主として鉄分の施用を目的とし、鉄分

を100分の10以上含有するものに限る。)、鉄粉及び岩石の風化物で鉄分を100分の10以上含有するものをいう。以下同じ。)

微粉炭燃焼灰(火力発電所において微粉炭を燃焼する際に生ずるよう融された灰で煙道の気流中及び燃焼室の底の部分から採取されるものをいう。ただし、燃焼室の底の部分から採取されるものにあつては、3ミリメートルの網ふるいを全通するものに限る。以下同じ。)

カルシウム肥料(主としてカルシウム分の施用を目的とし、葉面散布に用いるものに限る。)

石こう(りん酸を生産する際に副産されるものに限る。)

## 別表

- 一 ポリアクリルアミド系高分子凝集促進材
- 二 ポリアクリル酸ナトリウム系高分子凝集促進材
- 三 ポリアクリル酸エステル系高分子凝集促進材
- 四 ポリメタクリル酸エステル系高分子凝集促進材
- 五 ポリアミジン系高分子凝集促進材
- 六 アルミニウム系無機凝集促進材
- 七 鉄系無機凝集促進材

## 二 肥料取締法第三十五条第一項前段の肥料

工業用 硫酸アンモニア、塩化アンモニア、硝酸アンモニア、硝酸ソーダ、尿素、石灰窒素、硝酸アンモニアソーダ肥料、硝酸苦土肥料、グリオキサール縮合尿素、液状窒素肥料、りん酸苦土肥料、液体りん酸肥料、<sup>よう</sup>熔成汚泥灰けい酸りん肥、<sup>よう</sup>融成汚泥灰けい酸肥料、副産りん酸肥料、混合りん酸肥料、硫酸加里、塩化加里、混合加里肥料、蒸製てい角粉、生骨粉、大豆油かす及びその粉末、落花生油かす及びその粉末、たばこくず肥料及びその粉末、とうもろこし浸漬液肥料、化成肥料、配合肥料、<sup>よう</sup>熔成汚泥灰複合肥料、生石灰、消石灰、炭酸カルシウム肥料、副産石灰肥料、混合石灰肥料、<sup>よう</sup>融成汚泥灰複合肥料、軽量気泡コンクリート粉末肥料、シリカゲル肥料、けい灰石肥料、硫酸苦土肥料、水酸化苦土肥料、酢酸苦土肥料、炭酸苦土肥料、副産苦土肥料、硫酸マンガン肥料、副産マンガン肥料、液体副産マンガン肥料、ほう酸塩肥料、ほう酸肥料、下水汚泥肥料、し尿汚泥肥料、工業汚泥肥料、混合汚泥肥料、焼成汚泥肥料、硫黄及びその化

合物、粗砕石灰石、木の実油かす及びその粉末、微粉炭燃焼灰、カルシウム肥料、石こう、含鉄物

飼料用 尿素、イソブチルアルデヒド縮合尿素、焼成りん肥、液体りん酸肥料、副産りん酸肥料、塩化加里、魚かす及びその粉末、干魚肥料及びその粉末、魚節煮かす、蒸製魚鱗及びその粉末、干蚕蛹<sup>よう</sup>及びその粉末、蚕蛹油<sup>よう</sup>かす及びその粉末、とうもろこしはい芽及びその粉末、大豆油かす及びその粉末、なたね油かす及びその粉末、わたみ油かす及びその粉末、落花生油かす及びその粉末、あまに油かす及びその粉末、ごま油かす及びその粉末、米ぬか油かす及びその粉末、その他の草本性植物油かす及びその粉末（ひまわり油かす及びその粉末、サフラワー油かす及びその粉末、ニガー油かす及びその粉末並びにえごま油かす及びその粉末に限る。）、カボック油かす及びその粉末、とうもろこしはい芽油かす及びその粉末、豆腐かす乾燥肥料、えんじゆかす粉末、とうもろこし浸漬液肥料、乾燥菌体肥料（乾燥酵母に限る。）、魚廃物加工肥料（蒸製皮革粉、たばこくず肥料若しくはその粉末若しくは泥炭を原料として使用するもの又は悪臭防止材を使用するものを除く。）、副産動物質肥料、副産植物質肥料、混合有機質肥料（蒸製皮革粉、ひまし油かす粉末、たばこくず肥料粉末、乾燥菌体肥料（食品工業、パルプ工業、発酵工業又はゼラチン工業の排水を活性スラッジ法により浄化する際に得られる菌体を加熱乾燥したのものに限る。）、加工家きんふん肥料又は魚廃物加工肥料（蒸製皮革粉、たばこくず肥料若しくはその粉末若しくは泥炭を原料として使用するもの又は悪臭防止材を使用するものに限る。）を原料として使用するものを除く。）、化成肥料、シリカゲル肥料、硫酸苦土肥料、炭酸苦土肥料、硫酸マンガン肥料、米ぬか、発酵かす、木の実油かす及びその粉末（パーム核油かす及びその粉末に限る。）、貝化石粉末

附 一に掲げる肥料には、造粒、成形及び圧ぺんしたものを含む。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。